

令和5年度 **事業報告**

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、地域福祉活動の再開に向けた動きが各地域で本格的にみられるようになりまし

**つながる**

地区の活動支援にかかわる中で、居場所づくりであるサロン活動・イベントなどが再開・復活してきています。参加者の様子からは、改めて他者とのつながりを求めるニーズが強く感じられ、市社協はそれらに



鶴嶺西地区「福祉・ランチの集い」皆で食事も楽しめるようになりました。

市内障害者施設で製作される作品・製品を紹介するカタログを製作・発行し、市内全域で配架・配布しました。障がいのある方の活動や障害者施設

事業報告書・決算書については、市社協事務所に据え置きしている他、ホームページにも公開します。



「地域共生社会推進イベント」 「障がいについて」児童が自分たちで考えました。

**活動する**

若年層へのボランティア活動のきっかけ(動機)の一つとなる「ユースボランティア茅ヶ崎」では定員を超える受講者がありました。



ユースボランティア茅ヶ崎 「シェアdeボランティア」で自分たちのボランティア活動体験を分かち合いました。

地区ボランティアセンターでは、住民相互の助け合い活動を実施し、登録サポーターが趣味や特技、時間を活かせる機会となっています。認知症や障がいのある方も、できることで活動に参加されている地区もあります。市社協では、身近な活動の場として地区ボランティアセンターの活用が進むよう支援しました。スマホ教室やサロン、交流の場などを

**支え合う**

認知症や障がい等により判断能力に支援を必要とする人の権利を守り、地域生活を支えるため「日常生活自立支援事業」や「法人後見」の充実のほか、市民後見人などの支え手の養成やフォローアップ及び活動

支援に取り組みました。4面では「日常生活自立支援事業」の生活支援員へのインタビューを掲載しています。さらに、「成年後見制度」の普及・利用促進を図るため、市、関係機関とその推進体制について検討を進めました。



第4期市民後見人養成講座 修了認定者4名へ名簿登載説明を行っている様子です。

住民と専門職等がチームとなって地区の課題を把握し、解決への取り組みにつなげる地区支援ネットワーク会議での課題共有から、子どもや子育て世帯に着眼した取組みが生まれました。

浜須賀地区では、放課後の過ごし方が心配な子どもがいる等の話から子ども居場所づくりを検討し、夏休みに「はまかんこどものいえ」を開催しました。ネットワーク会議メンバーのほか、推進協、PTA、浜須賀会館などの協力・連携が得られました。

海岸地区では、子どもだけで過ごさなければならぬ家庭の子どものちが安心して楽しく過ごせる夏休みの居場所として「サマースペース海岸」を開催しました。ネットワーク会議メンバーが主体となり、地区社協、地区民児協、東海岸小学校区推進協の三者共催で行いました。



「はまかんこどものいえ」 オセロで真剣勝負!の一コマです。

**資金貸付制度のご案内**

**<小口生活資金の貸付>**

一時的に生活に困窮している世帯へ、その自立と生活意欲の助長を図るため、小口生活資金の貸し付けを行っています。

**<生活福祉資金の貸付>**

●福祉資金(生業費、技能習得費、医療費、介護費など)

低所得者、高齢者、障がい者世帯等へ一時的に資金を貸し付けることで、世帯の自立を図ることを目的としています。原則連帯保証人1名が必要です。

●緊急小口資金

やむを得ない理由で緊急かつ一時的に生計維持が困難になった低所得世帯に対して、少額の貸付を行います。

●教育支援資金

低所得者世帯を対象に、高校、大学、専門学校等の就学のために、必要な費用を貸し付けています。

●総合支援資金

低所得者であって、失業等により、生活の維持が困難になった世帯に生活費等の資金を貸し付けています。原則連帯保証人1名が必要です。失業給付、年金、生活保護等を受けている人は対象となりません。

●不動産担保型生活資金

住み慣れた自宅に住み続けたい高齢者の方に、土地を担保として、生活資金を貸し付けます。連帯保証人1名が必要です。

※いずれの資金にも、貸付の条件・基準がありますのでご相談ください。(要予約) ※連帯保証人が立てられない場合は、ご相談ください

**送迎ボランティア募集!**

市社協では、身体障がいのため外出が困難な車いす利用者を対象に、車いすご乗れる福祉車両を使用して、通院等の送迎をボランティアさんの協力を得て行っています。あなたも送迎ボランティアになって、地域の福祉を支えてみませんか?(市社協は、道路運送法における福祉有償運送の登録事業者です)

◎活動日・時間

月～金曜日の8時30分～17時でご都合の良い時間(祝日、年末年始は除く)活動を希望される方、ご興味がある方は、担当までご連絡ください。

※月1回の活動でも大歓迎!無理のない範囲で活動いただけます。  
※実際の運行に同乗することも可能です。  
※安心して運行していただけるよう、操作など含め、職員が全力でバックアップします!

お問い合わせ 月～金曜日8時30分～17時15分(祝日、年末年始は除く)  
TEL 0467-85-9650 (ハンディキャップ担当まで)

活動するにあたり、以下の①～③のすべてに当てはまる方を対象とさせていただきます。

- ①普通自動車免許を保持し、運転経験5年以上の方
- ②過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方
- ③国土交通省認定講習(1日間)を受講していただける方

※普通自動車2種免許をお持ちの方は講習が免除となります。  
※講習費用は市社協が負担します。  
※定年は80歳となります。  
※自家用車をお使いいただく「個人送迎ボランティア」も大募集です!



あんしんセンターからのお知らせ

弁護士による **無料!!** 成年後見相談

こんな悩みや不安をお持ちの方、弁護士による「成年後見相談」をご利用ください! 市内在住の方はもちろん、市内在住者を支援する事業所や相談所等専門職の方もご相談いただけます。

任意後見制度って何だろう?

一人暮らしや高齢者世帯で判断能力に自信がなくなった時に備えておきたい。

相続・遺言・後見監督人・後見信託等について知りたい...

判断能力に疑問がある親族のために、成年後見制度を説明してほしい...

日時: 偶数月 第1水曜日  
令和6年 8月7日 10月2日 12月4日  
令和7年 2月5日

場所: さがみ農協ビル2階 相談室

予約: 13:15～(40分間)5名(先着順)

※相談日前月の1日～相談日前日まで予約を受付けています。

※時間の指定はできません。

※土日祝日年末年始(12月29日～1月3日)は、受付できません。

対象: 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等

お問い合わせ・お申し込み

市社協あんしんセンター  
(☎)0467-85-1066



こちらの相談室でお話を伺います!